

## 第14回三重県産材利用促進に関する条例検討会（議事概要）

日時：令和2年11月6日（金）11:05～14:25

場所：議事堂6階 601 特別委員会室

出席者：三重県産材利用促進に関する条例検討会委員 11人

農林水産部 横澤篤 森林・林業経営課長

議会事務局 袖岡静馬 政策法務監

資料：第14回 三重県産材利用促進に関する条例検討会 事項書

資料1 第13回検討会における委員意見等への対応案

資料2 条例の総則的部分（理念部分） 正副座長たたき台（修正案）  
R2.11.6 Ver.

資料3 条例の対象について

資料4 条例の対象を「県産材」又は「三重の木材（県産材＋県内で加工された木材）」とする場合の「たたき台」の変更点等

資料5 条例の対象を「県産材」又は「三重の木材（県産材＋県内で加工された木材）」とする場合の「条例の総則的部分（理念部分） 正副座長たたき台」イメージ

資料6 具体的施策に関する規定について

資料7 具体的施策に関する規定についての意見シート（各委員提出）

資料8 具体的施策に関する規定 条文イメージ

参考資料 県産材等利用促進を主目的とする条例及び森林づくりに関する条例 制定状況一覧

### 田中座長

ただ今から第14回三重県産材利用促進に関する条例検討会を開催します。

本日は、「条例の総則的部分のたたき台」に対して、前回の検討会で出された委員意見等への対応案について検討を行った後、委員の皆さんに御提出いただいた意見シートを踏まえ、「条例の対象」をどうするのか、また、条例に「具体的施策に関する規定」を盛り込むかどうかについて、検討を進めたいと思います。

それではまず、「条例の総則部分（理念部分） 正副座長たたき台」に関し、前回の第13回検討会で出された委員意見等への対応案を資料1のとおり取りまとめており、また、この対応案を踏まえた「たたき台」の修正案を資料2のとおり作成しておりますので、それらについて事務局から説明を聴取した後、御検討をよろしく願います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

### 袖岡政策法務監

それでは、資料1と資料2でございますけれども、資料1は前回御検討いただきました際の御意見とその対応案でございます。資料2につきましては、これまで「たたき台」に対しまして第9回、10回、それから12回、13回という形で御議論いただいたものを全て反映させた形で作成をしたものでございます。この資料につきましては、1ページ目から5ページ目までは全て修正を反映した状態のものにしておりまして、6ページ以降につきましては、内容は同じなんですけれども、修正部分、「たたき台」の元のものからの修正部分がわかるような形で表示をしたというものでございます。説明につきましては資料1を中心にさせていただきますけれども、また適宜この資料2のほうも御参照いただければと思います。

それでは、資料1のほうについて御説明させていただきます。まず1ページでございますけれども、条例の構成等に関する部分で、1番目につきましては「三重の森林づくり条例」の改正の取扱いについての御意見でございます。これにつきましては対応案に記載させてもらったような課題がございますので、改めて委員間討議をお願いしたいと存じます。

それから、めくっていただきまして2番でございますけれども、「役割」と「責務」に関しての御意見でございます。対応案といたしましては、「三重の森林づくり条例」のほうと平仄<sup>そく</sup>を合わせまして、「市町の責務」だけでなく、全ての「役割」につきましての規定を「責務」という規定に改めるという形にしたいというふうなところでございます。

続きまして3ページでございます。「前文」の関係ですけれども、1番目の御意見は木の文化の表現に関するものでございます。対応案といたしましては御意見のとおり、「三重県における」という形に改めることとしております。2番目でございますが、ウッドファースト社会についての御意見でございます。対応案といたしましては、御意見のとおり、逐条解説のほうでウッドファースト社会について言及をするというところでございます。

では、めくっていただきまして4ページ目を御覧ください。「第2 定義」の関係でございます。1から3までにつきましては「エネルギー源としての利用」についての御意見でございます。対応案といたしましては、前回の対応案でも御提示させていただきましたように、定義から「エネルギー源としての使用」という文言自体は削りまじすけれども、完全に排除されないように「等」という文言を入れさせていただくというところでございます。4番目につきましては、公的施設を整備する社会福祉法人等を含むものとして「事業者」を定義してはどうかというふうな御意見でございます。対応案といたしましてはここに記載させてもらったとおり、「事業者」とか、あと公的施設を整備する社会福祉法人等について別途定義を設けるということは難しいかなというふうに思いますけれども、逐条解説のほうで「事業者」には公的施設を整備する社会福祉法人等が当然含まれるということですか、そういったものに対しましては特に木材の利用が期待される旨を記載するというふうなことにしたいというところでございます。

続きまして5ページでございます。「第4 県の責務」の関係です。1番目の関係でございますが、③の「公共建築物において」を「公共建築物等において」としてはどうかというふうな御意見でございます。対応案でございますが、記載のとおり御意見のとおりとすることは難しいというふうに思われますけれども、別の観点といたしまして、県が木材を利用する対象としましては、公共建築物だけではなくてガードレールなどの工作物ですとか備品類等も想定されるということもございまして、新たに記載の条文イメージのような形で④として設けて、後の項目をずらすというふうなことにしてはどうかというところでございます。

めくっていただきまして6ページでございます。2番と3番につきましては、これは元々の④、先ほど新しく追加しました④ではなくて、元々の④に関する御意見でございますけれども、対応案といたしましては御意見を踏まえまして、「県以外の者が整備する公共建築物」を例示として加えるなど、記載のような形で、修正イメージのような形で修正をしてはどうかというところでございます。一応参考といたしまして、修正後の⑤の構造につきまして個々に記載をさせてもらったとおりでございます。

次のページ、7ページ御覧いただきたいと思っております。「第5 市町の役割」又は「市町の責務」というところでございます。1と2につきまして、「市町の責務」とするか、「市町の役割」とするかについて御意見をいただいております。対応案といたしましては、市町の重要性ですとか、「三重の森林づくり条例」の表現とのバランスも踏まえまして、現時点では「市町の責務」という形で整理をしております。ただし、これにつきましてはパブコメの前に市長会とか町村会等と何らか意見交換等ができるような形で今、調整をさせていただいているところでございます。

続きまして8ページでございます。「第13 県産材等木材利用方針」の関係でございます。1から5番につきましては目標数値についての御意見でございます。対応案といたしましては、条例自体に目標とか目標数値を位置付けることはしないというふうなことですけれども、条例に基づきます利用方針に記載する項目としては、「県産材等木材の利用の促進に関する目標」とだけ規定をするのか、それとも「定量的な目標」ということも含めて規定するかについては、まだ少し議論が尽くされていないというふうに考えられますので、改めまして委員間討議をお願いしたいというふうに考えております。対応案のほうでは前回と同じようなことでございますけれども、民間部門について目標数値を定めることにつきましては色々課題があるというふうな一方で、県が整備する公共建築物については、定量的な目標も検討の余地があるのではないかとというふうなことを書かせていただいております。

9ページのほうでございますが、6番目につきましては利用方針の位置付けについての御意見でございます。対応案といたしましては、現在の案でも御意見の趣旨に沿っているというふうには考えられるところでございますけれども、改めまして利用方針の位置付けについて確認をさせてもらっております。7番目、条文中の法律の名称の削除についての御意見でございます。これは対応案のほうで形式的な修正に伴うものだというふうなことを御説明させていただいております。

めくっていただきまして、10 ページを御覧いただきたいと思います。「第 14 体制の整備」に関するものでございます。1 番につきましては、①で書いてあります「協議の場」の構成主体として「国」を追加することに伴う懸念について執行部から御意見をいただいております。対応案といたしましては、御意見の趣旨を逐条解説のほうに明記をするというふうなことでございます。2 番につきましては、この表現についての御意見でございます。対応案としましては御意見を踏まえまして、ここに書かせてもらった修正イメージのような形で修正をするというふうなところでございます。

次のページ、11 ページでございます。「第 15 財政上の措置」の関係です。「財政上の措置」を「講ずるものとする」かどうかについての御意見でございます。対応案といたしましては御指摘のとおり「講ずるものとする」と規定しても直ちに自治法に抵触するとは言えないというふうなことかとは思われますけれども、既存の県の条例で「財政上の措置」を規定している条例が 20 あるんですが、全て努力義務となっているというふうなこととのバランスからしますと、この条例だけ「講ずるものとする」というふうにすることの説明が極めて難しいということから、やはり努力義務のままとしてはどうかというところでございます。説明は以上でございます。

#### 田中座長

ありがとうございました。ただ今の対応案及び「たたき台」の修正案について、執行部から、実務的な観点等から何か意見があればお願いをいたします。

よろしいですか。ないということでございますので、それではただ今から対応案及び「たたき台」の修正案について、委員の皆さんから御意見、御質問があれば、御発言をお願いいたします。

特に、対応案の中で、「改めて委員間討議を行う」とした条例に基づく「県産材等木材利用方針」に記載する項目として、「県産材等木材の利用の促進に関する目標」とだけ規定するのか、「定量的な目標」とすることも含めて規定するかについて、御意見をよろしくお願いいたします。

なお、別に改めて委員間討議を行うこととした、「三重の森林づくり条例」の改正の取扱いについては、今回の条例の対象等が固まらないと方向性を決められないと考えますので、後日改めて協議をお願いしたいと思っております。

それでは、対応案及び「たたき台」の修正案について、御意見等をよろしくお願いいたします。

#### 西場委員

この対応案の 2 ページの「責務」について、前回会議で、市長会等からの意見聴取をしてはどうかと意見、要望をしたと思いますが、その後どうなったのでしょうか。

#### 田中座長

7 ページの 2 のところを言われていると思うんですけど、パブリックコメントの前

に三重県の市長会、また町村会と何か意見聴取をしたらどうかという御意見だったと思いますが、12月の中旬から下旬にかけて市長会、また町村会等から御意見を拝聴したいというふうに考えておりますし、意見交換もしたいというふうに現在計画中です。

### 西場委員

もっと早くしていただく必要があると思います。パブリックコメント案ではなく、この素案を作る段階で「責務」とすることが市長会町村会として了解していただけるかどうか、事務局レベルで結構ですから、意見を聴いていただきたいと申し上げてきました。まだそのことは行われていないのかどうか。やられておれば、報告いただきたいと思います。

### 袖岡政策法務監

事務レベルでは先日、2日でございますけれども、町村会さん、それから市長会さんの事務局長様のほうに現在こういう議論をしていますとか、こういうところが課題になっていきますというふうなお話を、情報共有をさせていただくというふうな場を持たせさせていただきました。

実際、主にこの「市町の責務」の部分について、おそらく御意見を賜ることになるというふうに思うんですけれども、今の状態はですね、少し事務的に情報共有をしたというふうな段階でございます、実際に市長会さんなり、町村会さんの会合としてちょうどタイミングの合うような会合がございませんので、おそらく市長会さんなり、町村会さんの会長さんなりのほうに説明にあがって、そこで意見交換なりをしていただくという形になるのかと思いますが、少し今現状がまだ条文案自体の中身が固まっていない状況もございますので、それもタイミングを見ながらまた今後調整をしていきたいというふうには考えておるところでございます。

### 西場委員

ぜひ連絡を取りながら進めていただきたいと思います。

次に、4ページの「事業者」についての定義ですが、「たたき台」の中で、「林業事業者」、「木材産業事業者」、「建築関係事業者」そして「県民及び事業者」があって、この関係がわかりにくいと思います。できましたら「事業者」という定義項目を設けて、3つの木材林業関係事業者を除く事業を行うものと、解説を置いていただくことを要望させていただきます。

それから、5ページの条文、下の条文イメージに新しく、④として「工作物等」についての規定が入りまして、これでよいと思いますが、県の工作物ですから、「県産材」としていただきたいと思います。

### 田中座長

わかりました。ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問のございます方。

### 濱井委員

8ページの県産材等木材利用方針で、私は前回、目標数値については特に定める必要がないのではないかと考えると発言しておりますが、一般的に必要なは無いと思っ  
ているんですけれども、ただ県が整備する公共建築物における県産材の利用の目標は  
やはり掲げるほうがいいのではないかなと思っ  
ておまして、数値目標を。つまり施策の  
実効性を高めたいということ。そのために年間の県産材の利用目標数値と実績を明ら  
かにして、検証・評価をすべきではないかなというふうに思っ  
ておまして、そうい  
うところがあるということ、私の思いとしては。これはあくまでも県が整備する  
公共建築物ということに限っての話ですけれども。そのほかは目標数値までいらない  
ですが、何らかの形で目標をセッティングするほうがいいかなとは思っ  
ます。条例の中に入れるかどうかは別ですけれども。

### 田中座長

ただ今の濱井委員に関連して御意見のございます方。

### 山本（里）委員

全て細かくいろんなことに数値を求めたりということは難しいと思っ  
ますけど、今、濱井委員の発言にあったように、関与が大きくできる部分ということに限って  
はやはりせっかくまたプラスして条例を作るわけなので、入れ込むことが必要かなと。

そして、そのときに一番はじめからこの定義のことで色々あつて、私も「県産材」  
ということを何とか前面に押し出せないかということも発言しながら色々研究を  
していく中で、中々それが難しい部分もあるということも勉強しながらきたんですが、  
その「優先的」という言葉でここ1箇所、基本理念のところに入れ込んであるんです  
けれども、もう少しこの「優先的」という意味合いを先ほどの県の建物についてとい  
うような記述もすることによって、「優先的」ということがクローズアップできるか  
なということと、やはりもう少しほかの部分にもその「優先的」という、その「県産  
材優先的」という言葉を入れ込むことをする中で、少しそのイメージを強化できない  
かなというふうに思っ  
ます。タイトルから含めて、県産材だけに特化することについ  
ての難しさということも重々思っ  
た上で、何かどこかでそれをもう少しという思いで  
発言をさせていただきます、お二人の意見に賛同しながら。

### 田中座長

ありがとうございます。それに関連してですか、杉本委員。

### 杉本委員

私も8ページのところの5番目の意見が私の意見なんですけれども、ちょっともう

少し意味を説明させていただこうと思っています。私、「目標数値まで条例で規定することは考えていないが」と書いたのは、条例の中に直接数値を書くというようなことまでは考えていないという意味でありまして、ただ、今まである「みえ公共建築物等木材利用方針」は定性的な目標でとどまっていたので、結果として進んでいないという現実を踏まえたときに、やはり何らかの定量的な目標を条例そのものには書き込むということではなく、方針の中になのか、皆さんどう考えていらっしゃるかわかりませんが、方針があって、そのあと計画が来るとしたら、計画の中に何らかの定量的な数字を入れるとか、これは特に県が責任を持つ部分については、そういうふうになったらいいなと考えていますので、そのことをこの条例で何らかの形で担保できたらいいなと。それが逐条解説になるのか、方針の中にそういった第 13 のところにそういったところを少し推測できるような文章を入れるとか、定量的なというか、そこまですみ込むか、文言はちょっと詳しくはまだわかっておりませんが、そういう形で私の意図するところは、県が関与する県有施設の公共建築物に関しては、定量的な何らかの数値が県産材について盛り込まれていくと良いと。それが計画なのか、指針なのか、その辺りになると思うんですけども、そんな考えでこの 5 番の発言をさせていただきました。

それから、もう 1 点あるんですけど違う項目なので。

#### 田中座長

またちょっと後でお願いします。関連して何かあれば。

#### 濱井委員

私もまさしくこの条例の中へ数値を入れるという意味ではなしに、県が行う施策の中でそういう数値を挙げていただいて、それを公表していただくなりして、我々が検証したり、評価したり、そういうふうにするべきだということで申し上げたんですので、よろしくをお願いします。

#### 田中座長

わかりました。

#### 今井委員

教えてもらいたいんですけど、これ第 13 の「県産材等木材利用方針」のところで、資料 2 の 4 ページになると思うんですけど、②の(1)で、「県産材等木材の利用の促進に関する目標」、ここの目標のことを今議論しているとして、そのあとの括弧内、「県が整備する公共建築物における県産材等木材の利用の目標を除く」って、今議論になっているのは県が整備する公共建築物に定量的な目標を課すかどうかということで、ここの括弧内は何でこれ付いているんですか。もう 1 回ちょっと。括弧の前のやつは一般的な住宅とかということなんですかね。改めてすみません。

## 袖岡政策法務監

この資料2の4ページの第13のところに関してでございますけれども、この②の(1)で、県が整備するのを除いているというのは、要は県が整備する公共建築物に関する目標というのはこの①のほうで規定をするというふうなことでございまして、この②の(1)のほうは県が整備するもの以外の、要は事業者ですとか、民間ですとか、そういうことについての目標がこの②の(1)で書いてある趣旨でございますので、もし仮に県の整備する公共建築物に関する定量的な目標というふうな形で整理するのであれば、少し書きぶりは変えていく必要があるのかなというふうには考えております。以上でございます。

## 今井委員

ということは、今の議論というのは、②の(1)は県以外のもののやつなので、そこはこのままでいいよねということで、①のほうに県が整備する公共建築物における目標をある程度定量的な目標やったら定量的な目標にして、あとは方針のほうの中身でその目標数値を出すかどうかという議論でいいんですかね。要は、①と②の(1)というのがちょっと別ものなので、議論が僕ちょっとわかりにくくなっているんですね。

## 袖岡政策法務監

まず前提といたしまして、県が整備をする公共建築物に関しましては、今の資料2でいきますと3ページのほうの「第4 県の責務」のほうを御覧いただきたいと思うんですが、その第4の③のほうで、県は公共建築物においては利用方針を定めるところによりまして、原則として県産材を使用すると、これがまず前提としてございまして、それに対して目標とか計画を作るとというのがこの先ほどの4ページの第13のところになります。

実際、今の形でいきますと、目標数値自体をこの条例のほうで書くということはちょっとあんまり考えられないところでございます。要は定量的な目標を課すのか、そうではなくて定性的なものでもいいのかという辺りについて御議論をいただくのかなというふうにご考えておるところでございます。仮に定性的なものでもいいよということでしたら今のような条文になろうかと思えますし、定量的な目標にすべきだというふうな結論であれば、そこは少しまた工夫をした形でこの条文のほうを変えていく必要があるのかなというふうには思うところでございます。

## 今井委員

第4の「県の責務」のところにおいても目標ということは出てなくて、③のところね。第13の①、これが県ということなんでしょう、ここに目標と書いてないんですよ。②の(1)は、県の整備する公共建築物以外ということなので、もし今議論になっている県の目標を何らか細かいのは逐条解説なり方針のほうでやるにしても、書き込



むとしたら、今ちょっと教えてもらったように第 13 の①か、「第 4 県の責務」の③に定量的とか定性的とかを書き込むしかないのかな。

#### 横澤課長

ちょっと議論を整理させていただければと思います。まず資料 2 の 4 ページの第 13 の②で「(1) 県産材等木材の利用の促進に関する目標」とあって、そのあとにその「県が整備する公共建築物における県産材等木材の利用の目標を除く」とされておりますのは、元々の「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」、これ多分第 3 回の資料の参考資料 2 として付いているかと思います。その中で、都道府県方針というものを定めるということも決まっております、この法に基づく都道府県方針の記載事項として、都道府県が整備する公共建築物における木材の利用の目標というのが定まっていると。なので、今回のこの第 13 の規定の仕方というのがこの法律に基づく方針に追加するべき事項を②で列挙しているの、重複を避けるためにこの括弧で抜いているという趣旨になっています。

先ほど今井委員からの御質問の中で、じゃあどういう規定を想定されるのかということになりますと、仮に定量的な目標を設定するというのであれば、法律よりもさらに細かく書くことになりますので、ちょっと書き方をどうするかというところありますけど、例えば(1)で新たに立てて、県が整備する公共建築物における県産材等木材の利用の数値目標というような書き方をするとかが考えられるかなというふうに思っています。その辺は書き方のテクニックのところになります。

#### 今井委員

分けて今整理してもらったんであれですけども、要は県が行う公共建築物の木材利用に関しては法律のほうで一定位置付けられていて、今回ここで議論になっている第 13 の②の(1)のこの目標という言葉は、その公共建築物以外のところということになるので、今、課長が言ってもらったように、法律のやつを超える形でより細かく三重県としてこの条例を基に書き込んでいくのかどうかということになると思うので、これは条例を作る上で、その定量的な目標とか、具体的な目標を定めるものとするというのは大丈夫なんですかね。ここは法務的に問題はないんですか。

#### 袖岡政策法務監

そういう条例を作ってはいけないかということであれば、それは特にいけないことはないと思います。

#### 今井委員

そうすると、目標を書き込む場所もしっかりちょっと考えてやらないと。今の御意見、僕も大切な意見やと思うんです。目標を具体的に、今のままであれば進まんだらうと。より攻めの形でというのもすごく理解できるんですけど、じゃあ第 13 の①の

文章を変えるのか、「県の責務」の③を変えるのか、どこへどう書き込むのか、書き込めるのかというのをちょっと教えてもらいたいなというふうに思います。

### 袖岡政策法務監

具体的に定量的な目標とする場合に、どこに書き込むかという話ですと、先ほど執行部のほうからも話がありましたように、①は法律に書いてあることですので、追加するとしたら②のほうに書くしかないかなというふうに思います。

書き方につきましては、少しいろんな書き方があると思いますので、そこは検討はしていくこととなりますが、先ほど執行部のほうからありましたけれども、この②の(1)の前に県の整備する公共建築物についての目標ということで、それを数値目標とするみたいな形の条文を入れるというふうなことは考えられるかとは思いますが。ちょっとそこはどういうふうにするかはまた少し検討したいと思います。以上でございます。

### 今井委員

そういうことで、ちょっと私もどういうふうに、もし書き込む場合どうしたらいいのかなと思ったんで、これらを基に皆さんの意見を出し合って、定性的なのか定量的なのかも含めて議論をしていけばなというふうに思いますね。

私自身は、条文で定量的な目標と書いて、方針の中で細かく実際にこれぐらい使おうということを書き込むというのも一つの手ですけど、技術的なもの、建物のもにもよると思うんですね。建築物によってまたいろんな違いもあるのかなと思いますので、どこまでちょっと書き込めるのかというのは少し心配なところもあります。県が建てるものは全て30%以上木を使うようにとか、例えばね、ここで言う県が整備する公共建築物における県産材等木材の利用目標、定量的なものを書くのであれば、全ての公共建築物が対象になるということになりますので、その辺の書きぶりも考えないと、もし分けるのであればね。県産木材を利用できる建物に関しては、例えば30%以上とかですね。何かちょっと考えないと、公共建築物でも様々なものがあると思いますので、と感じました。

### 杉本委員

多分そこら辺はやはり執行部のほうじゃないとわからないことなので、と思うんです。ただ、私、林業白書を読んでいたときに、国のほうは、国の公共建築物にどれだけ、国産材ですけども、使ったかというのがあって、使わなかった建物についても全部出して全部検証する、なぜ使えなかったのかと。これは木材に適さない建物なのだという意見があって使えませんでした、というような検証しているんです。多分御心配のようなことはどこでも起こっていて、これは木材には適さないという建物もあるので、そういう場合はできませんでしたねという話になったりすると思うんです。その辺りはもう多分執行部のほうじゃないとわからないので、本当にどこの部分にどれだけできるかというのは、今後そちらの話になると思うんですが、何らかの形で県

産材を県有施設については使っていくというような具体的なものがこれで進めば、あとそれにつながって引き上がってくるものがあるんじゃないかというふうに私は考えています。

### 今井委員

その通りだと思うんです。何のための条例かといったら、県産材利用促進のために我々一生懸命議論させていただいておるので、あとはちょっとその書き込み方が本当にどういうふうにできるのか。多分先ほどの御意見を聴いていると、定量的な目標をなるべく細かく、これは条文であろうが条文じゃないところでも、それをそっちでやるにしても、条文のほうに目標って言葉を入れるということですよ、定量的な目標なり定性的な目標なり。あと細かいことはその方針のほうで書き込むということだと思うんですけど、その辺の書き込み方が執行部のほうで何か案がありましたら、知恵をいただきたいなど。結構難しい書き込み方になるのかなというふうにちょっと個人的に思いましたもので、今のお気持ちはもうすごくわかりますし、私も一緒なんですけど。

### 横澤課長

にわかには上手いこと思いつかないところがありますけど、先ほど杉本委員からおっしゃっていただいたように、そもそも木造・木質化に適さないようなものというのは、目標を立てる段階で例外として置くというのはあり得ると思うので、それは方針を定めるときにそうやって書けば別に条例違反にはならないかなと思っています。

もう1個やり方としてあるとすれば、この第13のどこか、③とかのところに挟み込むような形として、県が整備する公共建築物における県産材等木材の利用の目標を立てるに当たっては、可能な限り定量的なものを設定することとするというような書き方をするとか、そういった書き方は一案としてはあるかなと思います。いずれにしてもかなり技術的な話になりますので、またちょっと相談させていただければと思います。

### 濱井委員

皆さん御意見一緒だと思うんですけども、先ほど言われましたように、第13のこの書きぶりをそのまま使うのであれば、③とか②のところへ括弧何番とかいうふうに作ってもらって、数量目標という言葉で言い表してほしいなと思います。定量目標ですね。元々法律では定性目標を決められているわけですけども、中々実際には進んでいないという、県産材の利用がですね、という部分がありますので、そこら辺をはっきりと言葉に入れておいて、条例の中には定量目標と入れておいて、別のところでもっと具体的に取組をしていただければなという思いなんです。

この②の原案の(1)の県産材等目標の利用の促進に関する目標、これはあくまでも県以外の私的なといいますか、そういうところが作る公共建築物、そういう解釈ですの

で、ここは例えば「三重の木」の認証制度をどのくらい使っているか、あるいは登録しているかとか、今も出されていますけれども、「木づかい宣言」の登録数はどれだけだとか、そういう具体的な数字が出てくると思いますので、そこら辺で検証していきたいなということです。以上です。

## 中森委員

もう皆さんおっしゃっていること十分わかりまして、私もそれは同感なんです。整理しなくてはいけないのは、法律に基づく方針をこの条例でしっかりと位置付けするというのがまず大きな点かなと思います。法律でやっている基本方針というのはもう条例がなくても今もやっているわけで、ただこの条例にそれをきちっと位置付けすることによって、じゃあどういう位置付けをするかによって、条例の中に基本方針を、改めてその中身が問題ということで、木造にするということと、その木造の中の県産材の分をどのくらい増やしていくかという県産材の利用率を上げる。木造にしてもらわないとまずあきませんので、木造にするということが、木造に適さない公共建築物があるわけで、それは整理しながら、木造でできるかを検討した上で、木造ができるということを判断した場合は、例えば高等学校なんかは木造でできるかどうかというのを検討していただいて、さすがに鉄筋しかできないと。じゃあ木質化になってしまいうということなんですけれども、そうなった場合、木質化の率を上げていただいて、その中でも県産材を利用してもらおうと、こういうような2段階、3段階になっていくのかなと思う。とりあえずこの基本方針を位置付けしていただいて、いわゆる木造化を検討してもらおうと。木造にした場合は、県産材を優先的に使うということを位置付けしていただいて、じゃあどこへ使えるのかなということを検討していただいて、優先してもらおうということとなっていくんではないかなと思うんです。公共建築物しか基本方針には今位置付けられていませんので、そこで公共建築物以外も木造にしてほしいということを広めてもらうような基本方針にってもらうようにこの条例で書き込んでいただいたら、民間にも働きかけるということとなるんです。そのときに、まずは木造にしてもらわないといけませんので、民間は民間ですので、鉄骨造のほうが経済的とか考えますので、木造化にできるだけシフトしてもらうようなアクションを起こしてもらおうと。そこで木造の場合は県産材を利用してねと、これはお願いするしかないのかなと。こんなことでお願いするときに、民間の方に数値目標を果たして言えるのかなというのはちょっと難しいんじゃないかなと、お願いするだけです。公共建築物は、県が自らするのできちっと目標をですね、木造化率を上げた上で、木造にした場合の県産材利用率を上げるということについては、数値目標は基本方針で用途に応じてやっていただけるんじゃないかなというふうに思いますので、条例ではそのぐらいで決めていただくと、執行部がしっかりとやっていただけるような状況に、我々はそういうような取組をしていけばいいんじゃないかと思うんですけどね。大体おっしゃること私も同感なんですけど、表現の方法がそういうふうにしたほうがいいかなと思うだけのことです。

### 田中座長

定量的な目標の部分なんですけど、規定するという方向で進んでいますけれども、規定するということがよろしいでしょうか。定量的な目標を含めて規定をするということでもよろしいですか。そのようにさせていただきたいと思います。

ほかにございませつか。

### 西場委員

利用方針について関連して申し上げます。その目標のことは、座長がまとめてもらいましたように、定量を盛り込んでいく規定に賛成です。また状況によっては、定量だけでなく、幅が持たせていく必要があると思います。

それから、木材の対象については、この「たたき台」のように、全ての木材にしていくとなると、中森さんも言われましたが、県産材の優先を強調していく必要があると思います。その中で第13の利用方針の条文の中に「県産材を優先することを基本とする」という言葉を盛り込んでいただくことをお願いします。以上です。

### 田中座長

ありがとうございます。ほかによろしいですか。

### 中瀬委員

今、西場委員が言われることについて、この資料2についてはあくまでも「県産材等」という表現になっている資料なものですから、それに対して県内産をどのように特化していくかということと言われたというふうに思うんですが、これはまだ後のほうの資料には「県産材」という資料もありますので、そうなれば特化する必要はなくなるというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

### 田中座長

わかりました。ほかによろしいですか。

### 杉本委員

これ1番の項目をやっていて、条例の総則的部分（理念部分）の検討についても今やっているんですね。それで、先ほどの中瀬委員と一緒になんですけれども、木材の対象をどれにするかということで、ここの理念のところも少し書き換わってくる部分もあるのかなと思っているので、もうこれぐらいに1番のところはしといてもいいのかなと思ったんです。といいますのは、また午後からになるかわかりませんが、私、県産材と木材についての考え方がこの間少し変わりました。広がりました。理念の部分も、2番の「条例の対象」についてというのを先に議論してから、またさせていただけるとありがたいです。

## 田中座長

わかりました。ほかによろしいですか。

## 今井委員

今回のこの資料1に入っていないんですけれども、前回意見が出されたものの中で一旦整理されておるので、後戻りみたいになって申し訳ないんですけれども、私もこの間いろんな人と意見交換したり、団体さんと話したりする中で、以前、農林水産部さんのほうから「安定的な供給」という文言については、「川上」側から見て、「川下」主導的な言葉だとして一部の方からは嫌がられるおそれがあるので、「安定的な」は削ってもらえるとありがたい。「多様な需要に応じた供給」という表現で十分だと思われるという意見を出してもらったんですけど、特にこの条例について森林所有者の方と話をさせてもらいました、団体さんとも。話をすると、やはりこの「安定的な供給」には非常に違和感を持たれています。というのが、需要がどんどん変わっていく中で、常に安定的な供給を森林所有者、「川上」に求められても、再植林が中々今難しい現状であるとか、山の伐り出しとかも中々単価が非常に安いので合う合わないという状況とかも含めて、安定的にどんな状況であってもどんな需要の変化があっても出せって言われるのは、非常に厳しいんだろうなと思いましたので、この条例の中の「森林所有者等の責務」、どこまでいかなんですけれど、「林業事業者の責務」等がありますけれども、この辺に関しては農林水産部さんが言ってもらったように、「需要に応じた供給」ということのほうが私もいいように、この間、前回の会議以降、聴取りの中で思いましたので、一度また御検討いただければなと思います。どんどん需要が変わっていくという現状がある中においての今のそういう立場の方々の御意見であるというふうに感じましたので、蒸し返すような形で申し訳ないんですけれども、ちょっと意見として言わせてもらいたいと思います。

## 田中座長

ありがとうございます。その点も含めてまた午後に御協議を願いたいというふうに思います。

では、時間のほうがもう12時になってまいりましたので、一旦、暫時休憩をさせていただきますまして、午後1時より再開をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

(休 憩)

## 田中座長

それでは、休憩前に引き続き検討会を再開いたします。

休憩前に今井委員のほうから安定的供給という文言についての御意見がございま

した。この件につきまして協議いただいた後、ちょっと時間が押しておりますので次の項目に入っていきたいというふうに思いますけれども、安定的供給について御意見のあります方、よろしくお願いたします。

### 今井委員

午前中最後にちょっと言わせてもらったんですけど、今のこの資料を見ていただいている「第7 森林所有者等の責務」、「第8 林業事業者の責務」というところ、それ以下も「安定的な供給」って入っているんですけども、特にこの木を出す側の皆さん、この方々に「安定的な供給」というのが「安定的」というのをそもそも何を意味するのかというのが中々僕は曖昧だなと思ひまして、関係者の方に聴かさせていただいても、その需要というのはその時々によって変わっていくと。こういったものが欲しいとか、こういったものを作るとか、そういったときにやはり木を出す側としては、今、山のほうの再植林や獣害対策、様々なことで御苦労いただいとる方々なんですが、この方々は必要な需要に応じた木を供給していくということについては、非常にそのために頑張ってもらっているんですけども、「安定的」という言葉に対して非常にちょっと懸念をされているというところを感じましたので、例えばこの資料2の中にありますように、第7ですけれども、「森林所有者等は、基本理念にのっとり、多様な需要に応じた良質な県産材の供給に資するよう」ということで、「安定的な」というのを外していただいたほうがありがたいということをちょっと聴取りの中で伺ってまいりましたので、特に第7と第8のところにおいて、「安定的な」という言葉を削除することを皆さんのほうに提案をさせてもらいたいと思っております。以上です。

### 田中座長

ありがとうございます。先ほどの御意見に対しまして御意見、御質問等あります方、お願いたします。

### 山本（里）委員

この「安定的な供給」という言葉が、出される側のイメージで、「安定的」ということが、例えば林業者の方や森林所有者の方の仕事がきちんと回っていくという意味で、ちょっと以前に私は「安定的」という言葉を使わせていただいたように覚えているんですが、それはいかにも外側からのイメージ的なものだという御意見だったと思うんです。そうすれば、仕事として生業として成り立っていただくことを外から応援をするということの中でいくと、これを「責務」ということではそこまで書くのはちょっと踏み込みすぎだという御意見ですかね。そこちょっとやはり本人さんたちの側の、そこを支援するということがこの条例でできればと思うけど、そこを何とかもし「安定的」という言葉がきつすぎるとすれば、今のようなお話、あるいは行政がしなければいけないところで、この事業者の皆さんが生業として続けていかれるような、それが「安定的」と、そういうようなことがこっち側に入るようなことは必要

かなと思います。今言われたように、どこを視点として考えるかといったときに、安定はしてほしいと思っていらっしゃると思うんですが、ただ供給に「安定的」ということになると、今のような意見が出てくるのかなということを感じました。だからそこを上手にしていけないといけないかなと思いますね。

### 西場委員

関連ですが、「安定的供給」は、使い慣れた用語であり、例えば林業振興の法律とか、林業白書とか、国や県の計画の中にこの安定的供給はよく使われていると思います。今回、この「安定的」の用語を除いていくとすれば、今後の使用について、県の公文書や議会の発言の中で、用語の使用を制限していくことになりはしないかと心配いたします。もう一度この点を確認しておく必要があると思います。いかがでしょうか。

### 横澤課長

「安定的」という言葉につきまして、「三重の森林づくり条例」のほうでどのように規定されているのかは先ほど今井委員からもおっしゃっていただいたところですが、「事業者の責務」では、第10条ですね、「適切な供給」というふうに書いています。国のほうで確かに安定供給という言葉はかなり使い慣らされているという一面はございますけれども、必ずしもそれに倣わなくてもいいのかなというふうには、個人的には思っております。

県の施策として先ほど山本里香委員からおっしゃっていただいたように、支援の方向性として、山側が安心して安定的に出せるように施策を整えていくという意味で「安定的」というのを使うというのにはあるというふうには思いますけれども、この規定はですね、まさに今議論いただいているこの森林所有者なり林業事業者そのものの責務として「安定的」と入れるということについては、やはり森林所有者ないし林業事業者の側からは違和感が残る表現になるのではないかと。なので、削除しても県の施策の方向性としては別に問題はないというふうに思っております。

### 西場委員

わかりました。この条例の「責務」という項目の中においては、「安定的供給」という言葉を使うことは好ましくないということで理解いたしました。ただ、日常の議員活動における林業振興取組みにおいては、川上から川下への木材やバイオマス材等の「安定供給」は重要課題でありますし、この言葉は必要な林政用語だと思います。

### 中瀬委員

今の件について、兵庫県が正しいかどうかわかりませんが、兵庫県のやつを見ていると使い分けしていますよね。森林所有者のほうは「安定的」という言葉を使ってい



ないし、林業事業者のほうは「安定的」という文言を使っているのですが、何が正しいかはなと思うんですが、どちらもなしよということにはならへんのかなという思いがあります。以上です。

### 田中座長

ありがとうございます。ほかによろしいでしょうか。それでは、対応案のほかの部分については、対応案の通りでよろしいでしょうか。

それでは、今回いただいた意見を踏まえて、「たたき台」の更なるブラッシュアップをしていきたいというふうに思います。

では、次に前回の検討会に引き続き、「条例の対象」をどうするか、また条例に「具体的施策に関する規定」を盛り込むかどうかについて協議を願います。

委員の皆さんに御提出いただいた意見シートは「具体的施策に関する規定」についてのものでしたが、多くの委員の方が「条例の対象」についても記入いただきましたので、各委員の意見シートの内容を発表していただいた上で、この2点について一括して御協議をいただきたいと思います。

協議に当たって参考とするための資料もいくつか用意しておりますが、まず委員の皆さんに御提出いただいた意見シートの内容について発表していただくこととしたいと思います。なお、各委員の皆様から提出いただいた意見シートについては、その一覧を資料7のとおり取りまとめております。

それでは、委員の皆さんから順次、意見シートの内容について、その趣旨を御説明いただきたいと思います。なお、私と中瀬古副座長につきましても、正副座長の立場を離れ、一委員の立場として意見を述べさせていただきたいと思います。正副座長は後回しとして、委員名簿の順番でお1人2、3分以内を目安に簡潔に御説明をお願いいたします。

それでは、中瀬委員からお願いいたします。

### 中瀬委員

それでは、この1ページ目から見ていただくと、やはり私、前から申し上げていますが、考え方をぶらさないということが重要なことというふうに思います。いろんな名前の呼び方をすると、あまり幅広くなりすぎるところがあって、条例の名称等については県産木材利用促進条例ということが望ましいのではないかなというふうに思います。なぜかと言いますと、三重県を囲んでおる和歌山であったり奈良であったり、滋賀県等についてもやはり自分のところの木材については自分のところで処理するというようなことが書かれていますし、基本的にはそういうことがこの三重県においてもいいのではないかなというふうに思います。また、「三重県産材等」ということにしますと、いろんな弊害が出てくる可能性があると思います。例えば三重県で加工した木材が隣県だけじゃなくて県外、国外というふうになってくると、なんか人に説明することができないような思いがあります。

それから、2ページ目のほういきますと、具体的な施策について、私は基本的にいろんな項目を設けたほうが良いという思いがあります。ここに書いてありますように、様々なことについて、一つ一つ計画を立ててする方向が良いのではないかなという思いがあります。そこには、先ほどもありましたが、数値的というか、それに近いような目標を定めていくことが重要ではないかなという思いがあります。内容はここに書いてあるようなことです。例えば木材の利用促進について、県産木材を国内外にも販路を拡大とか、ブランド化していくということになると、より固定化した素材に至らないとそういうこともできないのかなという思いがあって、全体的には県産材というふうに特化したほうが良いのではないかなという思いがあります。以上です。

## 田中座長

ありがとうございます。続いて濱井委員、お願いいたします。

## 濱井委員

私は、やはり県産材の優位性といいますか、利用促進のプライオリティをやはり考えていきたいなという思いがございます。この県産材等木材利用方針はあくまで包括的な条文として設けて、具体的施策に関する規定を列挙することによって県産材の優先利用等を図りたいと。また、具体的施策についての検証・評価はやはり行うことが必要ではないかと思えます。「みえ公共建築物等木材利用方針」とか、「三重の森林づくり条例」ではありますけれども、それぞれ木材の調達目標とか、そういうことを書いてあるんですが、中々実際は県産材の活用がはかどってないという部分がございますので、そういう思いでおります。県が整備する公共建築物における県産材の利用の目標は、先ほどお話いたしましたように、やはり数値目標が必要ではなかろうかと考えております。施策の実効性を高めるためには、年間の県産材の利用目標数値と実績を明らかにして検証・評価ができるような形に、何らかの形でしていただきたい。条例の中にどのぐらいの数値だというようなことじゃなしに、また計画等で県のほうでしっかりそういったところも考えていただきたいと。県産材等木材も条項に応じて「県産材」、あるいは「木材」というふうに呼び方が変更できないかなと、こんな感じがしております。条例の名称は、三重県らしさを表現した「みんなでつかおう三重の木推進条例」、あるいは「みえの木づかい促進条例」、「三重の木促進条例」、簡単な言い方もあるかもわかりません。

具体的に列挙したところは、次のページ、4ページですけれども、県産材利用促進に関する方針等という形で県産材利用促進に関する方針、それから計画を策定して促進のための具体的施策を講じてもらいたいということです。これ県産材利用促進って言ってますが、その思いからこういう言葉を使いました。こだわってはおりません。それから、県産材の利用促進の中に元々の案として出ておりました利用促進について①②③④と分けまして、地方公共団体が整備する公共建築物における県産材の利用促進、それから県、国又は地方公共団体以外のもの、民間のほうですけれども、私的な

方たちが整備する建築物であっても公共性が高いと認めるものですね、そういったところは県産材利用の好事例の公表PR、表彰を通じて県産材の利用促進に取り組んでいただきたい。それから3つ目は、「木づかい宣言」とか「三重の木」認証制度の推進等によりまして、この民間事業者とか個人の住宅等における県産材の利用促進に取り組んでいただきたい。それから4つ目は、土木資材とか産業資材とか防災資材、いろんな分野における県産材の利用促進に取り組んでいただきたい。それからあと「研究開発の推進等」、これは県産材の利用促進。

#### 田中座長

濱井委員、簡潔にお願いします。

#### 濱井委員

わかりました。ここに書いてございますように、「研究開発の推進等」は県産材、それから「人材の確保・育成」は木材産業を担う人材、これは全体的に指していますけれども、そういう言い方とか、あと「森林教育・普及啓発」は、県産材の利用の重要性に対する県民の理解、それから、「流通加工体制の整備」は御覧のとおり。そのあと、「県外移出・輸出の促進」とか、「情報の提供」とか、「表彰」とか、「利用推進月間」とか、「実施状況の公表」とか、いうことで私なりにちょっと考えたんですが、御覧いただいたとおりでございます。

#### 田中座長

どうもありがとうございました。続いて杉本委員、お願いいたします。

#### 杉本委員

4点書かせてもらいました。実効性のある条例にするためには理念だけではなくて、具体的施策に関する規定も盛り込むべきだと考えています。ですので、包括的な条文プラス個別施策の列挙もある程度、とはいえやはり指針とか計画とか、そのことを規定して、詳しい具体的なところはそこでやっていったらいいなというふうには思っております。ですので、具体的施策の列挙はあまり細かくなりすぎない程度にというふうには思っています。

2つ目ですけれども、「三重の森林づくり条例」は三重の森林を守り育てることを目的に、第16条で「県産材の利用の促進」を規定しています。それから、「みえ公共建築物等木材利用方針」では、原則として県産材を使用するものというふうに規定をしています。そして、「三重の木」認証材や「あかね材」認証材を優先して使用することも規定をしております。さらに、三重県「木づかい宣言」は、事業者を対象としていますが、これも県産材を使用していくということを規定しています。ですので、「三重の森林づくり条例」は県産材を優先して使うということを規定しています。現行は、こうなっています。現行は「川上」の施策として県産材の利用促進に取

り組んできましたが、今回の条例は「川中」、「川下」の施策として、そして県民が快適で豊かな生活につながるのが木やということで私は考えていきたいなと思いましたが、木材全般の利用促進ということがまずはじめにあるのではないかなというふうに今考えています。ですので、「三重の森林づくり条例」と整合性をとりながら、個別施策において県産材の促進を盛り込むべきというふうに考えました。森林づくりがあって、その中の個別施策で県産材がありました。今回は木材推進があって、その個別施策の中に県産材があるというような仕立てにすると、「三重の森林づくり条例」と対になるのではないかなというふうに思っています。という考えに私がだんだん変わっていったのは、米のことを思いました。例えば三重県の米、「結びの神」とか伊賀の米。

#### 田中座長

杉本委員、簡潔にお願いします。ちょっと時間のほうが押しております。

#### 杉本委員

すみません。売りたいと言っているけれども、まず米を食べなあかんやろと。パンやパスタに替わって米を食べることが先にあって、それから三重の米を食べてよねというふうに行くべきではないかと思って、こんなふうに考えました。ですので、私は木材の対象は、条例全体の木材の対象は外国産も含めた「木材」というふうに考えました。というのは、仕切りを考えたけど、三重県で加工した木材も入れたいと思ったんです。「川中」、「川下」も考えたときに。そのときに、外国産を製材するときも、加工するところもあるので、その切り分けが本当に難しいって思ったので、とにかく木材を使おう、でも県の予算をかけるところ、税金をかけるところは県産材というふうな仕立てにしてはどうかなと思ひ、前回話し合いの中で消えた「ウッドファースト条例」というのももう1回あってもいいのではないかなと思って、そこに「三重の木づかい促進条例」と「三重県ウッドファースト条例」というような名称を想定しながら、個別施策は「県産材」という考え方です。以上です。

#### 田中座長

ありがとうございました。続いて山本佐知子委員、お願いいたします。

#### 山本（佐）委員

今の原案だと、はじめからざっと見ると、ちょっと頭でっかちな条例なのかなという印象がします。頭でっかちというのはつまり主体、プレーヤーですね。各事業者がたくさん、県、市町含めて規定をされて、責務規定が非常に充実はされているんですけども、ただこの条例の究極の目的は、県産材含む木材をどうやって利用するかという、そこをもっと明確にわかりやすく入れるべきだと思うんです。そのためには、やはり私は具体的施策を入れていかないと、この今の状況だと、この第13の方針を

読むと、そして、各責務の内容もちょっと何となくやりたい施策がかすっているような感じではありますが、やはり三重県が県産材利用促進に向けて何に重点を置いているのかとか、それが例えば利用促進を含めて輸出を拡大しましょうとか、加工をもっと充実させましょうとか、啓発しましょうとか、そういういろんなことがあると思うんですけども、三重県で何がやはり重点を持っていきたいのかというのをもう少し明確に列挙するための具体的施策という項目も入れるべきなんじゃないかなと私は思います。この条例というのは決して事業者のためのものではなくて、県民の皆さんが読んで、私たちもどこかで関わればいいなと思ってくれるのが私は理想的だと思うので、「県民の責務」というのもありますけれども、今のところ本当に理念条例という形ですから、もう少し施策を盛り込んでほしいなという思いが、私は何度も言いますが、しました。

2番に書いてありますけれども、利用促進、ブランド化、認証制度も含めて具体的にどうしたらいいのか。人材育成、普及啓発、この辺が特に今回三重県は「教育関係者等の責務」を入れているところが他府県と違うので、ここはすごく森林教育というのにつながっていると思うんですが、そういうものも強調した施策であっていいと思います。

先ほど私ちょっと気になっていたのが「安定的な供給」のところですね。それを抜くのは全然問題ないんですけども、そもそも産業として一本立ちしていくためには、それは林業だけに限らず、安定的に供給できないと、産業として成り立たないと思うんですね。もし林業が安定的に供給、今、現状できていないのだとすれば、それはやはり、例えばこの「三重の森林づくり条例」の第14条に県は「県産材安定供給体制の強化」という項目も書いています。つまり今の三重県の林業で安定的供給がされていないのだとすれば、それは三重県の林業政策をやはりちょっと、なぜ安定供給が実現できていないのかというのを林業関係者と一緒に、この条例とは別ですけども、見直していく、考えなければいけないことなんじゃないかなというふうに私はさっきの議論を聴きながら改めて思いました。安定供給できないのであればやはり使うほうも安心して使えないですから、それはまた別の問題だと思いますけれども、考えなきゃいけない課題だなというふうに私は思います。以上です。

## 田中座長

ありがとうございます。続いて中森委員、お願いいたします。

## 中森委員

私も近くの伊賀プレカットさんに行かせてもらって、条例の話をさせていただいて、県産材利用について、県産にこだわるかどうかということも含めて話したら、まずは木を使ってもらわな、木造を増やしてもらわな、中森さんそんなん始まらへんど。木を使ってもらったら自ずと県産材はついていくと。そうしないと、県産材、県産材って先に言われたら、こっちはそんなん揃<sup>そろ</sup>えるだけでも大変やと。それだけは勘弁し

てくれと、こんな感じでした。要はそういう話でしたけれども、今日の話は理念かどうかということ、これはどちらにということはないんですが、どちらかといえば理念中心型でいいのではないかと思います。そこで既にある目的を達成するために、全庁的な取組方針を示すために、「みえ公共建築物等木材利用方針」をしっかりとこの条例に位置付けをしていただくと。その際に、この公共建築物以外の分野にも拡大していくと、これが大事なことはないかなと。このようにしっかりとしてもらおうと広がるのではないかと思います。

具体的にはその利用方針にきちっと、これは執行部がしますので、執行部がやりやすいような、我々は環境を作るのが重要ではないかなと思うんです。そこで数値目標などを基本方針に具体的にやはり目標を立てるべきものがあるところは、数値については、これはまたいろんな意見が分かれるところがありますので、これは執行部と検討した上で、どういう数値目標がいいのかというのは、執行部と協議をして設定してはどうかというふうに思います。それから次に、具体的には支援制度がないとやはり進まないと思います。支援制度、これはお金だけではないいろいろなことがありますので、やはり言うだけ言うて支えるものがないとあかんので、予算も含めて支援制度を作るべきではないかと思いました。それから体制につきましても、今の体制をもうちょっと充実、発展して、県庁において積極的な「県産材をはじめとする木材の利用推進本部」を設けて、アピールといたしますか、しっかりと働いてもらおうと。それから、④に成果を評価する。成果を評価するためには県産材利用促進のウッドファースト顕彰制度などを作って、三重ウッド大賞などを作って、広く県民に感化していただいて、競争していただくというか、そういうような顕彰制度を設けて、頑張ってもらったら、評価の制度を作ったらどうかと思いました。それから、森林づくりの月間と合わせて、こちらも県産材利用促進月間を設けて、そこに集中した機運を高めるようなイベント、催しを集中してはどうかと思いますし、せっかくある尾鷲ヒノキ、神宮スギなどをその際ブランド化をして、県外にも発信してはどうかと思いました。それから、あとは木材を利用促進する県民の意識改革をするためには、建築設計者や施工者、大工、いろいろな人の人材育成のために研修会をするなど、技術開発が必要であるというふうに思います。これは具体的な私の提案ですけれども、耐震避難部屋とか、災害仮設住宅、避難いかだを具体的に県がもうやるということが大事ではないか、このように思いました。以上です。

#### 田中座長

ありがとうございました。続いて谷川委員、お願いいたします。

#### 谷川委員

私の意見は、まずは、県木連の会長ですとか、前森林組合の会長ですとか、個別にちょっとお会いして意見を聴き取らせていただきました。また、県内視察として、座長と濱井委員と3人で行かせてもらったところでも意見を聴き取らせてもらった結

果、やはり県内の木材市場を通った木材が含まれるようにしていただきたいというのを皆さんおっしゃっていただいておりますので、その意見を尊重し、市場を通った木材が含まれるようにしていただきたいという思いがあります。

また、理念条例か、具体的施策条例かということに関しましては、私は理念中心型の条例でよいと思っています。というのは、理念中心型の条例ということは無限にいろんなことが広がるわけなんですよね。具体的施策を書き込むということは、そこに集中して絞られるのと、それはやはり指針とか計画で具体的なことを立てていただくために理念条例であっていいのではないかというふうに考えています。

次に、もし具体的施策を入れるとすればというほうは、やはり先ほど中森委員も言われましたけれども、その支援策とかは必要だと思いますので、それは指針なり、行動計画なりで、これは執行部がやはり一番よくわかっていて、議員が細かく書き込むよりもやはり執行部やその業界の皆さんたちが話し合っ、そのときそのときで変えていっていただくというのが大切だと思うので、この理念条例としたい1個の理由は、この条例が20年、30年、50年と続いていってほしいという思いで、そうしたいなと思いました。以上です。

## 田中座長

ありがとうございました。続いて西場委員、お願いいたします。

## 西場委員

1番は具体的施策に関する規定ですが、理念型条例として、具体的な施策を書き込むことは難しいだろうと思っております。

この条例検討を始めた頃の話に戻りますが、戦後復興においては木材の利活用が大きな貢献を果たしてきたが、その後、多くの産業分野が発達してきて、鉄、コンクリート、あるいはプラスチックなどの工業製品が台頭してきて、木質が新しい素材に置き換えられてきました。そして、身近な生活環境においても、いつの間にか我々の身の回りから木や木質が消えてしまいました。そこで、三重県における木の復興、復活をどう果たしていくかということについては、身近な生活環境、日常生活において木質、木材を取り入れて木の文化を推進するとともに、林業や木材産業の振興、森林整備、また、循環型社会、SDGsに貢献していくために、新しく木材利用条例づくりを進めていくこととなりました。

さて、そこで、この条例に更に具体的な施策を盛り込んでゆくとすると、林業関係分野だけでも大変多くの施策数となるであろうし、他に環境分野とか木の文化関連の施策を列挙してゆくことになると、年度内の制定を目指すためには、時間的に難しくなってきます。先行県の事例を見ますと、福井県は参考にすべき理念型条例でありまして、県民の気持ちをとらえて、木材利用の方向へ関心を向けさせてゆくような、木の文化を強く県民にアピールする条例であります。このような条例を参考にして理念型でやっていくべきではないかと思っています。

次に、2つ目のもし具体的に施策を書き込むとすればどうするかという点については、まだ、十分検討はしておりませんが、一つは指標を立てて検証が可能となるようにすること、また議会への報告、実施状況の公表等々は具体的に規定してもいいと思います。そして、せっかく条例を制定しても、それを県民や関係者が知らずに協力がなければ、効果が出ないのは言うまでもないので、条例を周知することを条文の中に明記して県民運動の展開を進めていくべきと思っております。以上です。

#### 田中座長

ありがとうございました。続いて今井委員、お願いいたします。

#### 今井委員

簡単に申し訳ないんですけど、これを書くときまでは、元々具体的施策をしっかり盛り込んでいったほうがいいという考えでありましたけれども、ここにきて若干変わってきております。今、既にこの15条までの条例ができていますが、これプラス具体的施策を、必要なものもあると思うんですけども、皆さんと一緒に作ってきているこの条例の中で大体大切なことはすごく盛り込まれてきたというふうに思っております。もし変えるとしたら、「第4 県の責務」のところの②あたりで、しっかりとシートにも書いてあるんですが、各主体に責務で御尽力いただく、みんなと一緒に取り組んでいくわけですけども、その方々がそれぞれの立場で先ほどあったような需要に応じた供給であるとか、安定供給をしてもらうために、今できていないこともあるから、山本佐知子さんも言ってもらったように、安定供給というのができていない現状があるんだと思いますので、そういった各主体の責務を果たしてもらうために必要な支援を「県の責務」としてしっかりとやっていく。今の段階では「協働に努めるとともに」というところで止まっていますので、その辺りに書き込めばいいのかなと。その裏付けとして、「第14 体制の整備」のところ、県は、国や市町、森林所有者等全てのこういう方々との個別の協議の場を設ける。全体でもいいんですけど、個別でも協議をするという条文になっていますので、ここでしっかりと県が各主体と協議をしながら、必要な政策を進めていってもらうことが木材利用促進につながるというところでいけば、個別具体的な施策を挙げることをしないでもいいんじゃないかというふうに思いました。

ただ、先ほど来皆さんのシート、意見を聴かせてもらって、例えば表彰制度であるとか、支援制度であるとか、そういった必要なものもあると思いますので、必要のところだけ何か書き込んでいけるような感じであればいいのかなというふうに思います。以上です。

#### 田中座長

ありがとうございました。続いて山本里香委員、お願いいたします。



## 山本（里）委員

よろしくお願ひいたします。基本的に対象は「県産材」にこだわるということをやらずと申してまいりました。それはやはり「等木材」とすると洋材も含まれてしまうとかということの中で、今、三重県としてやらないかということは何なのかということによって今までできました。ただ、ずっと申してきた「県産材」としたときに、一番はじめの論議であった、事業者の方は県境もまたいで作業されたり、生産とかそういうのがあって、その県境のところが大変難しいということがあって、これとて大変難しいんだという問題を持っているということの中で、こだわるというこだわり方を特記する、中身のところで十分に補填して特記するというようなことの方法しかないかなというふうに思っています。

そして、具体策ですけれども、細かな制度の詳細まではもちろんする必要はないと思いますが、芽出しとして具体的な施策に関してのものは最低限入れる部分が必要だと思っています。そして、先ほどからも出ていますけれども、裏にいきますが、「賞賛」、「称賛」という言葉で、賞状の「賞」というのでたたえるということと、それから称号を与える「称」でたたえるということがあって、これが支援金、例えば行政からの形とすれば支援金、補助金を含むものと、含まなくて礼賛するというものがあるんですが、そこを使い分けて、もちろん公共建築物については、一定今もう制度もあるわけですけど、個人住宅についてなどのそういった形の芽出しはやはりしておくべきかなと。そして、事業者の方については、称号を与えるほうの「称賛」ですね。そういうふうな形のものを作るということについて、あるということについては一部芽出しが条例の中に必要かと思ひます。それから、ボランティアで自分たちで間伐をして、それで自分たちで木を切り出して、自分たちで家を作るって中々これは大変なことですけど、小さいけどそういう動きが全国的にあるそうなので、そういうボランティアなどへの支援というか、そういうのが支援という形の中に入るといいなというふうに思っています。

## 田中座長

ありがとうございました。それでは中瀬古副座長、お願ひいたします。

## 中瀬古副座長

「三重の森林づくり条例」をはじめとしまして、いわゆる「川上」のほうの施策としてこれまで利用促進に取り組んでいるというところがありますので、やはり今回、「川中」、「川下」というところを主にして考えていき、そしてまたいろいろ聴取りをさせていただいたところ、本当にどこで分けるとかということが非常に難しいということもよくわかってきたところですので、本当に県民の皆さんが生活の中に木を取り入れるとか、それから木の家であったり、その中の木質化とか、そういうところがあったらいいなど、そういうようなところに県民の皆さんが発展していくような感じというところを考えたときに、その対象というのが木材全般というところで広く間

口を取りながらも、しっかり「三重の森林づくり条例」と整合性を図りながら、具体的には個別施策というところで列挙をしていきながら、県産材の利用が促進されるような、そんな条例ができるといいなというふうに考えました。ですので、ちょっと幅広くというふうに考えております。

また細かな施策の列挙としましては、それこそ表彰制度であったりとか、PRをもっとしていくこと、支援であったり、人材育成、そういうところと、公共建築物以外にも枠を広げていくというようなところなどが列挙されていくといいなというふうに考えております。以上です。

### 田中座長

ありがとうございました。それでは、私も座長という立場を離れて一委員として意見を述べさせていただきたいと思っております。

まず対象なんですけれども、木材というふうにしながらも、やはり県産材を優先していただければというふうに思います。あと、条例にはやはり具体的施策に関する規定を盛り込んではどうかというふうに思っています。

一番最後に 24 ページのところなんですけど、具体的施策に関する規定を盛り込むとした場合どのような施策を規定すべきかということなんですけど、これは兵庫県の条例を参考にさせていただいているわけなんですけれども、「県産材の安定供給の推進」というのは先ほど議論されていきましたので、安定までいかななくても供給の推進、あと「県産木材の加工流通体制の整備」、あと「県産木材の利用促進」、バイオマスは削除するということなので括弧書きにしてありますけど、これは削除していただいても大丈夫だと思います。それから「県産木材の利用を通じた森林づくりの推進」というのと、「人材育成」、「普及啓発」というところに取り組んでいただきたいというふうに思いますのと、最後、「市町に対する支援」なんですけど、これは三重県の場合は第 6 に規定をされておりますので、できたら 6 から外して、また別でこちらのほうに持ってきていただければというふうに思います。以上です。

それでは、皆さんありがとうございました。「条例の対象」をどうするか、また条例に「具体的施策に関する規定」を盛り込むかどうかについての協議の参考とするため、前回の検討会で配布した資料 3 及び資料 4 を改めて、資料 3 及び資料 6 としてお配りをしているほか、新たに資料 4、資料 5、資料 8 及び参考資料を用意しておりますので、事務局から説明をお願いいたします。

### 袖岡政策法務監

それでは資料のほうでございしますが、まず資料 3、4、5 につきましては、条例の対象を検討していただくに当たっての資料でございします。それから、資料 6 と 8 につきましては、どういう施策を盛り込むか、施策を盛り込むべきかどうかという辺りについての検討いただくための資料というふうなイメージで作成をしております。

まず、資料 3、4、5 に関してでございますけれども、資料 3 は前回お示しをした

資料と同じでございますので、説明は省略させていただきます。資料4と5でございますが、まず資料5のほうにつきましてですけれども、これは条例の対象を「県産材」とした場合、あるいは「県産材プラス県内で加工された木材」とした場合に、どういうふうなイメージになるかというところをざっと作ったものでございまして、1ページ目から5ページまで、これが「県産材」というふうな対象にした場合はこんなイメージで、6ページ以下が「県産材プラス県内で加工された木材」を対象にした場合はこんなイメージになるということをござっとお示しをしたものでございます。それで、資料4につきましては、先ほどの2つのパターンにつきまして、現状の資料2でお示しをしておりますのは木材全般を対象にしたものでございますけれども、資料2でお示しをしております「たたき台」からどういうふうになるのかという辺りを整理したものがこの資料4ということでございますので、説明は資料4を中心にさせていただきます。資料5も必要に応じてまた御覧いただくというふうな感じをお願いをしたいと思っております。

それでは、資料4のほうを御覧いただきたいと思っております。この表の一番左が項目でございますが、真ん中の欄は「県産材」を対象にした場合にどういうふうになるか。その右の欄につきましては、「県産材と県内で加工された木材」を対象にする場合にどういうふうになるかというところをお示ししたものでございます。

まず全体としまして、名称につきましてはまた御検討いただく部分かと思っております。全体的な項目としましては、まずは「県産材」にした場合につきましては、「県産材等木材」という表現を今「たたき台」でしておりますけれども、それを「県産材」に変更するとか、あるいは、対象としまして「県産材」にする場合ですと、今の「三重の森林づくり条例」と完全に対象が一致しますので、そういう意味では「三重の森林づくり条例」のほうから県産材の利用促進に関する部分を完全に切り出してしまっ、リンクを設けるというふうな形になろうかと思っております。その右の欄でございますけれども、「県産材プラス県内加工材」というふうな場合でございますが、ここは定義の部分の関係で、全体として「県産材等木材」を「三重の木材」とか、そんな表現にするというふうなイメージになろうかと思っております。

「前文」につきましてもそれぞれ合わせまして、少し文言を修正していく形になろうかと思っております。「第2 定義」の関係につきましては、県産材の場合ですと、「県産材等木材」という定義は必要なくなりますので、そこは削除して、「県産材」という形でそのまま「三重の森林づくり条例」の定義をそのまま使うというふうな感じになります。「県産材プラス県内加工材」の場合ですと、その定義を今の定義に変えまして、「三重の木材」など、そういうふうな意味で「県産材又は県内で加工された木材」というふうな形の定義を置くことになろうかと思っております。

「第3 基本理念」の関係でございますが、「県産材」の場合ですと、今は「県産材」にプライオリティを置くという扱いをしておりますけれども、県産材だけになりますので、そういうプライオリティの関係の部分は必要なくなります。またウッドマイルーの考え方も削除するというふうなこともあり得るかと思っております。ただ、ここにつ

いては、考え方自体は残すということもあり得ると思います。その右側で、その「県産材プラス県内加工材」の場合でございますが、同じ基本理念でその外国産材を含むというふうなところになってまいりますので、ウッドマイレージの関係ですとか、その「県産材」を優先して利用するというプライオリティの部分については、これは残していく形になろうかと思えます。ただ、少し「県産材」というのと「三重の木材」というのは重なり合う部分が大きくなりますので、ちょっと対象がぼやけてしまう、考え方自体がぼやけてしまうおそれはあるというふうなところがございます。

では、めくっていただきまして2枚目のところで、今度は「第4 県の責務」の部分に関してでございます。「県産材」を対象とした場合でございますが、この木材等利用方針というのを今決めておりますけれども、これ先ほど見ていただきましたように、元々法律のほうで決まっているものプラス今回新たに加えるものを合わせまして「県産材等木材利用方針」というふうな形で表現をしておりますけれども、少し対象が変わってくるということもございますので、それを使うことはちょっと難しいのかなと思えますので、ここはあくまでも国の法律に基づく方針というふうな形に沿って置き換えていくと。その次でございますが、「三重の森林づくり条例」のほうの県産材の利用促進に関する部分というのは、今回の条例のほうで規定をし直すというふうな形になりますので、少し施策の例示として安定供給体制の強化ですとか、県産材の認証制度の推進なんかも加えていく必要があるのかなというところなんです。あと、ちょっと条文のほうで少し網掛けをしておる部分もあるんですけども、実際、「三重の森林づくり条例」のほうで、県産材の利用の推進に関する内容につきまして、具体的な施策として規定されている部分がございますので、それを今回こちらの条例のほうで規定をしていくというふうなことになると思いますと、今、「県の責務」として書いている部分につきまして、いわゆるその施策として独立した条文にしていくというふうなことをしていくことは考えられます。その右側の欄で、「県産材プラス県内加工材」の場合でございますけれども、これも先ほどと同じように、県産材等木材利用方針というものが若干対象がずれてきますもので、少しまた違う表現に変えていくというふうなところでございます。

それから、その下、「第13 県産材等木材利用方針」の部分でございますけれども、これは先ほどから申し上げておりますように、少し対象自体が変わってくることによりまして、位置付けが変わってくるというふうなところでございます。「県産材」の場合ですと、「三重の森林づくり条例」のほうで計画がありますので、それを位置付けていくというふうなことになろうかと思えます。「県産材プラス県内加工材」の場合ですと、「三重の森林づくり条例」のほうの対象とも若干違いますものですから、また違う形で計画を作っていく必要があるのかなというふうなことが考えられるところです。これが条例の対象に関係する部分でございます。

それから、続きまして資料6と資料8でございますけれども、具体的な施策を規定するかどうかというふうなことに係る部分でございます。資料6につきましては、これも前回お示しをした資料でございますので、説明は省略させていただきたいと思

います。

資料8でございますけれども、これは先ほど資料7のほうで、各委員から色々具体的な御意見をいただいたところを踏まえまして、条文のイメージというふうな形で作らせていただいたものでございます。委員の方から御意見をいただいたことを踏まえまして、基本的には県産材等木材の利用の推進について包括的な条文を一つ設けまして、複数の具体的な施策を項目的に列挙するような構成を採用したところでございます。ほとんどのほかの県とかで独立した条文となっておりますような「県の率先利用」でありますとか、「教育、普及啓発」、それから「顕彰」については独立した形で条文にしたというふうなところでございます。この網掛けになっております部分と言いますのは、これは現在の「たたき台」のほうでは、「県の責務」というふうな形で、「第4 県の責務」の③から⑥のところの内容でございまして、そちらのほうから具体的なところへ移してきたというふうなイメージのものでございます。

あと、裏面のほうを御覧いただきまして、ここはちょっと検討がいるかなというふうなところでございますが、「県産材等木材利用促進月間」というふうなことで御意見もあったところでございます。一応その関係の規定を入れさせていただいたんですけども、「三重の森林づくり条例」のほうでも、第20条のほうで「三重の森づくり月間」というのが規定をされておりました、ちょっと重複してしまうので、その必要性について整理が必要かなというふうな考えられるところです。この10月というのは、10月8日が木の日というふうにされておりました、ほかの県なんかでも10月がこういう月間だというふうなこともやっているところですので、10月ということでもちらも重複するというふうなところでございます。

それから、その下ですね。「県産材の利用を通じたもりづくりの推進」のところでございますが、これは間伐支援が必要だというふうな御意見なんかもいただいておりますので、こういう形で条文としては一応整理をしてみたんですけども、やはり「三重の森林づくり条例」のほうの内容とかなり重複するようなものになろうかと思っておりますので、その必要性についても整理が必要かなというふうな考えられるところでございます。

ほかにもたくさんいろいろ御意見はいただいておりますのでございまして、ただちょっと条例の条文にするには少し細かすぎるような御意見とかもございまして、中々条文として反映できない部分もありますので、そこはちょっと御了承いただきたいと思います。今回お示ししたこの資料8の条文といいますのは、あくまでも議論の参考としていただくためのイメージというふうに捉えていただきまして、具体的に施策に関する規定を盛り込むというふうな場合には、またもう少し検討させていただきたいと思っておりますので、イメージとして捉えていただいて御議論をいただきたいと思いますというふうに思います。

それから、あと参考資料として1枚ペラのものをお配りしてございます。これは前回少し御意見をいただきまして、うちでいう「三重の森林づくり条例」と、それからこの県産材の促進条例、2つともあるのかどうかというふうなところをですね、他の

県の状況をというふうなことで御意見をいただいております。同じような資料は以前お出ししたところがございますが、少し項目を整理しまして、ほかの県の状況を表示したものでございます。この一番左端に都道府県の名前があって、その次の右の欄が県産材利用促進を主目的とする条例を定めているところ、それから、3つほど飛んでいただきまして、森林づくりに関する条例というのを制定しているところということで表示をしております。両方を制定しておりますところといたしますのが、富山県、それから福井県、それから奈良県、この3つが県産材と森林づくりの条例と両方を制定している県というふうなところになります。説明は以上でございます。

### 田中座長

ありがとうございました。それでは、委員の皆さんからの意見シートの発表、また、ただ今の事務局の説明を踏まえ、委員間討議を行います。

「条例の対象」をどうするのか、また条例に「具体的施策に関する規定」を盛り込むかどうかについて、委員の皆さんから御意見をお願いします。ほかの委員の意見シートの内容に対する質問や意見、また事務局の資料の説明に対する質問や意見も含めてよろしく願いいたします。

それでは、御質問、御意見のあります方、挙手をお願いいたします。

### 西場委員

県産材に限定した条例にする場合には、先ほどの事務局の説明にもありましたが、既にある「三重の森林づくり条例」との関係調整がたいへん難しくなってくると思います。県産材振興は、緑の循環の森林づくりにおいて核心の施策であります。「三重の森林づくり条例」の16条の県産材の部分だけを取り出してきて、別に新しく県産材条例を策定することは、既存の森林づくり条例の主要な大黒柱が揺らぎかねない状況となりかねず、その対応は難しく思われます。できれば、森林づくり条例と今回の木材利用条例をリンクさせていくことが良いと考えます。そこで、今後の更なる県産材振興に関する森林づくり条例16条規定の追加改正や基本計画の充実について、農林水産常任委員会又は農林水産部に対して、条例検討会として意見や提案をしていけばよいと考えます。

### 中瀬委員

どうしても引っかかっているところがありまして、議員が作る条例ということですとその思いで関わってきていて、議員が県産材にこだわることは何も問題がない、必然的な要素やというふうに思っておって、そういう中で、例えば三重県へ持ってきた材料を三重県で挽いて、作った材料を例えば「三重の木材」とか、「県産材」と謳うことについて、例えば一般の住民の方から、議員さんこれどう考えとんのって言われたときに、説明のつかないことが非常に多いような気がしています。この前私が行ったところでは、飯高の割り箸を作っているところがあって、それは例えば飯高の割り

箸とか、県産材の割り箸ということでお客さんに販売ができる。これは当たり前ですよ。自信を持って販売できる。例えば、県外から来た木材を三重県で挽いて箸を作る。例えば国外、アメリカや中国、いろんなところからそういうものを持ってきて、県内で挽いて割り箸を作ると、三重県条例の中に入っている中の三重県の例えば木材というふうに定義をされたときに、その販売を三重県として、県外とか、例えば国外に販売していくときに、三重県木材って名前を変えて販売することに、非常にこだわりがあります。例えば中国から物を取ってきて、県内で加工して、三重県木材として販売することが本当に議員が作った条例の中に入っっていいんやろうかという思いがあります。ですから、そういうことがきっちり払拭されて納得がいけば、私は県産材以外のことでも構わないんですが、中々その辺が腑に落ちるところがないというところがあります。家を建てる大きなものについても、県がいろんな面で補助していくとか、宣伝していく段階においても同じようなことがいえると思うんです。よそから来たものを県が一生懸命予算を使ってやっていくことが本当にいいんやろうかという思いがあります。ですから、その辺もきっちり払拭がされないと、非常に難しい思いが今はしています。

## 中森委員

それぞれ本当にいろいろ資料も見せていただきまして、私も度々言っているわけなんですけれども、三重の木、県産材を利用するというのは本当にみんな共通の認識だというのはもう当然だと思っているんです。ただ、条例にどのように反映するかというところに課題があると思っているんです。既にある「三重の森林づくり条例」では、森林を作っているのは三重県の森林ですので、三重の木とわかっているわけですよ。三重の木を作っているからその森林を使うということは、三重県産材の木しかないわけですわ。作っている山の持ち主や森林に関わっている関係者は、その場にある木を使うというのは当然のことですので、それはもう命の条例になっているわけで、当然その木を使うというのがその条例で謳われているわけです。今回は三重県全体として「川中」、「川下」に着目した上で、木を使うことが増えれば増えるほど、応じて県産材の利用も増えるんじゃないかと。その中に、せめて使うなら、比べるなら県産材を使ってねと、比べるならですよ。多少のお金のことやったら、できたら三重県産使ってねというのが今回の条例の良さではないかなと思うんです。そうなってくると、やはり当然伊賀や熊野のほうでは、本当に県境のところの山、一山二山、木を出してきて、それをこの三重県産にこだわったら線を引かなあかんわけですよ。そんなことを製材所やプレカット工場では中々できにくいということもあって、そんなことを言わんといてくれと、とりあえず木を使っとうたら、その中には当然三重県産材は入っているのだからええやないかというような発想があって、当面は2割、3割かわかんけれども、それが安定すれば4割、5割になるんちゃうかと、ゆくゆくは8割になるんちゃうかと、このような期待が持てると、期待が増える、期待が大きくなってくる。そうすればどんどん活性化されて、「川中」の人たちはしっかりとやれるということ

に期待がだんだん大きくなってきて、山を持っている人も木を出しやすくなってくるのではないかと、このように思っています。「川下」の人は、個人の住宅とか商売人さんが多いので、別に県産材にこだわっている人はほとんどいないわけですよ、実は。鉄骨にしようか、木造にしようかということの不安があって、木は燃えるからかなわんとか、地震に強いかわいかなだけのことを考えている人が多い設計者や施主を説得せなあかんわけですよ。三重県産を使ってくれと。それは高いとか安いとかいろいろあって、でも土台はやはり腐りにくいほうがええんちゃうかと。ちょっと液体つけて腐らん木にしてくれと。柱、梁は県産材が大いに利用できる。桁とか梁は松のほうがいいでって設計者は言うんですよ、松がええと。こうなってくると、トラスにするのか松にするかというのは、その設計者の判断になってくるので、県産材では間に合わない部分があると、仕方ないのではないかと。県産材で間に合ったらいいんだけど、それは設計者の問題、施主のお金の話になってくるので、木を使う、木造にしてもらうことを重点的にやって、できたら県産材を使ってねと。2割を3割、3割を4割、5割にしてくれと。これは、条例、基本方針で進め方をしっかりと我々はやっていくというのがいいのではないかと思いますので、よろしくお願いします。

#### 中瀬委員

条例で謳う<sup>うた</sup>ということは、良いことも悪いことも使えるということですよ。条例に謳<sup>うた</sup>われているから、何でもこれは正規のことやないかということが非常に僕は問題だと思う。隣の国の材木を、さっきも言いましたが、挽<sup>ひ</sup>いて、三重の木として大々的に販売することができる。それは安いから、ということになってきたら、何が良くて何が悪いかという判断が多分できないように思うんです。例えば、これは土木関係のことにも県産材を使っていきましょうという規定になっていますが、これが県内産を含める「等」ということになれば、どこから持ってきてそれを県の土木現場で使ってもいいわけですよ。木を使うことを推奨するという条例を作らなったら僕は全然いいと思うんですが、その中に県産とかそういう言葉がもし入るのであれば、やはりそれは余りにもぶれすぎていくように思います。木を使おう条例だけだったら全然問題ないと思うんですが、そうじゃないことが含まれているので、非常に問題というふうに思います。木を増やしていこうという考えはもちろんありますけれども、ただそれをどれだけ三重県が65%の森林があってどうやこうやということを前提に置いている中で、どこでもええやんかということは中々理解がしがたいというふうに私は思っています。以上です。

#### 杉本委員

条例の中で木材という部分と、県産材という部分をきっちりと明確にわかるようにすればいいですよ。そうすると払拭できると思うんです。実は、一昨日、秋田県へ行ったんです。秋田県は、条例自体はウッドファーストなんですよ。木を使いましょうなんやけれども、施策はきちっと県産材で、指針があって、指針は条例に設置さ



れていて、あと計画とか基準まであって、そこは推進会議で作るんですけども、でも計画のほうは、もう県の施設がこの3年間でこの施設ってもう具体的な施設が書いてあって、これは県産材を使いますというふうに書いてあって、県の施設については、どれだけという基準まで、県の施設なので、何㎡という基準まで作ってあるんです。でも条例自体は木を使いましょうよ。施策のところでは県産材はこうですよ、指針の中でという仕立てになっているので、今、中瀬さんが言われた心配事は条例の中できちっと整理をすれば、今心配していらっしゃることは、私は解決すると思うんですね。県産材といっているところに外国が入ってしまうということはないので、県産材は県産材で「三重の森林づくり条例」に規定された「県産材」なので、それはそういうふうに規定をした上で、条例全体は県民全体に、「川下」の人たち、要するに利用者さんがもっと木を使おうよという形になるような条例の仕立てにしたらいいかないかなと思うので、多分今、懸念されているところは、条文の中で整理ができるのではないかなと、私はちょっと今は思っているんです。

#### 中瀬委員

この条例はあくまでも公共建築物の建て方をするという条例じゃないですよ。あくまでも民間企業もこれを使ってくださいねという中で、今言うたように、割り箸を県内産にしてくださいよということを新たに付け加えるということは難しいと思うんです。条例の中に、三重県の木とは、よそから来た加工した木材を含めるって規定してあるわけですから。それを一般の人が利用するとき、県内産にしてっていうことはできないと思うんです。だから、そういう面では公共はいいと思うんですよ、県内産を使いましょうと。だけど、一般までこの問題が全部いくわけですから、そういう規定は中々できないんじゃないかなという思いがあるんで非常に難しいと。そういうことです。

#### 田中座長

御意見はよくわかりました。今日はちょっと時間が迫っておりますので協議は難しいですけど、また今後、次回でも協議をしていきたいというふうに思います。

そろそろもう時間が迫っておりますので、何かこれだけは今日中に何とか言いたいという方がみえましたら。

#### 谷川委員

多分この議論を最初にしないとイケなかったんじゃないかなと思うところでありましてけれども、この条例ができることによって、三重県民が木を使おうという意識を高めることが目的の一つですよ。それとともに、「川中」、「川下」の、私はその林業に関する木を使う事業者さんたちが今衰退していっている中、そこを助ける条例でもあらなければいけないと思うんですね。だから、その人たちの意見を聴いたときに、やはり地元の市場を通ったところの材を使うことに、それは国外の材のことは一切入

っておりませんが、ガチガチに三重県内だけのものしか駄目ですみたいなのは違うと思うんです。やはり木を使うことが大事であって、その業者さんたちがそこをお願いしてきている、そういう意見を聴いてきたということで、やはりその木を使うことに重きを置くと、製材所やそういうところを助けていかないといけない条例につながってほしいなという思いで、だから県でガチガチに切ってしまうというのは、もう既に流通はしているわけですから、そこをどう追っかけて、その予算を使うときにはまたそれは行動計画や事業で、それはもちろん県産材に優先的に、県のお金なんですから、公的なお金なんですから、そこは重点的にしたらいいと思いますけど、この条例の中でその対象として線引きをするというのはちょっと違うんじゃないかなということだけ言っておきたいと思います。以上です。

### 田中座長

ほかによろしいでしょうか。

それでは、本日、「条例の対象」について、また、条例に「具体的施策に関する規定」を盛り込むかどうかについて、意見を集約することは困難というふうに思われますので、また次回以降に引き続いて協議をしたいと思えます。

最後に、次回の第15回検討会について協議願います。次回は12月1日（火）、10時から12時まで。引き続き「条例の対象」について、また条例に「具体的施策に関する規定」を盛り込むかどうかについて等の協議を行いたいと存じますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それではそのようにします。

本日の議題は以上です。ほかに委員の皆様方から御意見等がございましたら、発言をお願いいたします。よろしいですか。

それでは、本日の会議は終了いたします。

なお、この後、委員協議を行います。委員の方は着席のままお待ちください。委員以外の方は退室をお願いいたします。